4　特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　Ｃ0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　Ｃ0950：2008に準ずるものとする。

5　本項の「ＬＥＤ照明器具」とは、照明用白色ＬＥＤを用いた、ダウンライト、シーリングライト、ブラケット、ペンダントライト、スポットライト及び卓上スタンドとして使用する照明器具とする。

6　本項のＬＥＤ照明器具の「器具全体効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。

7　本項のＬＥＤ照明器具の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70％まで減衰するまでの時間とする。

8　本項の「ＬＥＤを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するＬＥＤ光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。

9　本項のＬＥＤを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50％まで減衰するまでの時間とする。

10　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

11　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表　蛍光灯照明器具に係る基準エネルギー消費効率

| 区　　分 | 基準エネルギー消費効率 |
|---|---|
| 1　直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの | 79.0 |
| 2　直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの | 71.0 |
| 3　直管形40形スタータ形蛍光ランプを用いるもの | 60.5 |
| 4　直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって電子安定器式のもの | 77.0 |
| 5　直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの | 49.0 |
| 6　使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が72を超えるもの | 81.0 |
| 7　使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62を超え72以下のもの | 82.0 |
| 8　使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって電子安定器式のもの | 75.5 |
| 9　使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって磁気安定器式のもの | 59.0 |
| 10　コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド | 62.5 |
| 11　直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド | 61.5 |

備考）1　「直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び105形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

2　「直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36形及び55形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに32形、42形及び45形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

3　「ランプの大きさの区分」とは、ＪＩＳ　Ｃ7601（蛍光ランプ(一般照明用)）箇条４「形式及び種別」に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。

4　エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第47号（平成18年３月29日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

⑵　目標の立て方

当該年度の品目ごとの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10―２　ランプ

⑴　品目及び判断の基準等

| | |
|---|---|
| 蛍光ランプ<br>（直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ） | 【判断の基準】<br>○次のいずれかの要件を満たすこと。<br>①高周波点灯専用形（Hf）であること。<br>②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。<br>ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で80lm／W以上であること。<br>イ．演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。<br>ウ．管径は32.5（±1.5）㎜以下であること。<br>エ．水銀封入量は製品平均10㎎以下であること。<br>オ．定格寿命は10,000時間以上であること。<br>【配慮事項】<br>○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 |
| 電球形状のランプ | 【判断の基準】<br>○使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>①ＬＥＤランプである場合は、定格寿命は20,000時間以上であること。<br>②ＬＥＤ以外の電球形状のランプ（電球形蛍光ランプを含む。）である場合は、次の基準を満たすこと。<br>ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で40lm／W以上であること。<br>イ．電球形蛍光ランプにあっては、水銀封入量は製品平均５㎎以下であること。<br>ウ．定格寿命は6,000時間以上であること。<br>【配慮事項】<br>○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 |